

第31回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

- ① 業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
- ② 連 結 注 記 表
- ③ 個 別 注 記 表

第31期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、行動規範及びコンプライアンス規程に従い、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ロ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する取り組みを統括するとともに、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対してコンプライアンス教育を行う。
- ハ. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
- ニ. 取締役及び使用人は、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに情報管理責任者に報告し、また、これらの法令違反その他重要な事実発見の漏れを無くすための仕組み（ホットライン規程）により補完する。
内部通報窓口は、専用のメール、ウェブサイト、及び書面郵送による利用方法を用意しており、フェアリンクスコンサルティング株式会社に委託している。
- ホ. 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報規程（ホットライン規程）の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規程及び個人情報・特定個人情報保護規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。当社取締役及び当社監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社及び当社子会社の本部、支社、支店、部・室、課、営業所等の長は、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき付与された権限の範囲内で業務を遂行し、付与された権限を越える業務を行う場合は、職務権限規程に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された業務の遂行に伴う損失の危険を管理する。

- ロ. 当社及び当社子会社の代表取締役、本部長、室長及び支社長は、当該本部、室及び支社で起こり得る各種の事業リスクを想定し、あらかじめリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
 - ハ. 不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、当社及び当社子会社の取締役会に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社及び当社子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、当社及び当社子会社の取締役の業務執行状況を監督する。
 - ロ. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社及び当社子会社の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - ハ. 当社及び当社子会社の取締役会は、経営目標・予算の策定・見直しを行い、当社及び当社子会社の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社及び当社子会社共通の経営方針を当社及び当社子会社全体へ周知徹底することで、当社及び当社子会社における業務の適正の確保に努める。
 - ロ. 当社の取締役及び当社子会社の代表取締役が参加する定期的な会議を開催することで、当社及び当社子会社間の情報の共有を図る。
 - ハ. 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するため、当社及び当社子会社すべてに適用する関係会社管理規程に従い、当社及び当社子会社各社で管理すべき事項を定める。
 - ニ. 当社の内部監査室は、当社及び当社子会社における内部監査を実施又は統括し、当社及び当社子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保する。
 - ホ. 当社及び当社子会社内における法令違反及びその他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに報告する体制を整備する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の指揮命令権を当社監査役におき、任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を聴取し、取締役と意見交換をしたうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社監査役は、取締役会その他重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人等から、重要事項の報告を受ける。また、当社監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告を受ける。前記に拘らず当社監査役は、いつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社監査役は監査役監査基準に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人等に対してその説明を求めることができる。

ロ. 当社監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議又は意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。

- ハ. 当社監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- 二. 当社監査役の半数以上を社外監査役とすることで、経営の透明性を担保する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ロ. 当社及び当社子会社並びにその内部監査室は、每期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、事業年度末日時点において取締役5名（うち社外取締役3名）で構成しており、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項に関する意思決定をしております。原則として月1回の定例取締役会の開催に加え、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催しております。

② リスク管理及びコンプライアンスの体制について

経営戦略推進上のリスクについては、管掌取締役及び各担当部署がそれぞれのリスクを分析、検討し、必要に応じてグループ経営会議や取締役会において審議し、リスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。また、事業推進上のリスクについては、社員行動規範及びコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会を通じて、コンプライアンスに関わる取り組みの推進、役職員の法令遵守状況の調査及び改善指示、再発防止策の構築等を行っております。

コンプライアンス委員会は、各子会社で任命されたコンプライアンス責任者と情報を共有することで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

このほか、フェアリンクスコンサルティング株式会社を通報窓口とする内部通報制度を制定し、組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

③ 子会社の経営管理について

子会社の経営管理につきましては、当社の役員又は使用人を取締役又は監査役として派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。また、関係会社管理規程に基づき、子会社における業務執行のうち重要なものは当社取締役会の事前承認を得るか、又は適宜報告されております。

④ 監査役監査について

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名、社外監査役2名により監査役会を設置し、原則として月1回これを開催するほか、必要に応じて監査役間の協議を行い意見交換することにより、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適切な監査の実施に努めております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 30社
- ・主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、事業報告の「1. 企業集団の現況(3)重要な親会社及び子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度において、昌和輸送機東北株式会社の株式を取得したため、連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 5社
- ・会社の名称 Lighthouse Elevator Engineering Limited. 他4社
- ・持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちJAPAN ELEVATOR SERVICE HONG KONG COMPANY LIMITED、PT.Japan Elevator Service Indonesia、JAPAN UNIECO ELEVATOR SERVICE COMPANY LIMITED及びCOFRETH(M)SDN.BHD.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、JAPAN JINDAL ELEVATOR SERVICE PRIVATE LIMITEDの決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、直接の親会社であるJAPAN ELEVATOR SERVICE HONG KONG COMPANY LIMITEDの決算日である12月31日現在の仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

 市場価格のない株式等

 主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

 仕掛品

 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

 原材料

 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

 貯蔵品

 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産及びのれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループはエレベーター等の保守及びメンテナンス工事（保全工事及びリニューアル工事）を主たる事業としております。

エレベーター等の保守業務に関しては、顧客との契約期間におけるサービス提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたりサービスの提供に応じて収益を認識しております。

また、メンテナンス工事（保全工事及びリニューアル工事）業務に関しては、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

ハ、重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日（仮決算日を含む）の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

① 前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」（当連結会計年度は9百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

② 前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「廃材売却収入」（前連結会計年度は9百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

③ 前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」（当連結会計年度は12百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失一百万円、のれん1,835百万円

(当連結会計年度において減損損失を計上しておりませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。)

- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

取得時に作成した各社の将来事業計画に基づく営業利益及び将来キャッシュ・フローの達成状況等を確認し、減損の兆候の把握を行っております。減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定されたのれんは、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として処理しております。

② 主要な仮定

各社の将来事業計画における主要な仮定は、営業活動の強化による保守・保全業務等の契約数の維持及び増加に伴う売上高であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である各社の将来事業計画の売上高は、見積りの不確実性を伴うものであり、のれんの減損の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行との間で当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。また、貸出コミットメントライン契約には、純資産及び利益について一定の条件の財務制限条項が付されております。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	11,470百万円
借入未実行残高	2,220百万円
差引合計	9,249百万円

- (2) 流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

契約負債	731百万円
------	--------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 89,067,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月21日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	2,226	25	2024年3月31日	2024年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	2,760	31	2025年3月31日	2025年6月25日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）
の目的となる株式の種類及び数
普通株式 324,800株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの金融商品に対する取組は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行借入等による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

敷金及び保証金は、主として新規営業所に賃貸物件を利用する際の貸主に対して差し入れる敷金・保証金であり、貸主の信用リスクにさらされております。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等並びに消費税の未払額である未払消費税等は、そのほぼ全てが2カ月以内に納付期限が到来するものであります。

営業債務である未払金及び買掛金は、1年以内の支払期日のものであり、主として国内取引に係るものであります。

短期借入金は、主に短期的な運転資金に係るものであり、長期借入金は、主に設備投資に係るものであります。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクにさらされております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、取引先ごとの残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については定期的に時価等の状況や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、キャッシュマネジメントシステムを導入しており、親会社がグループ全体の資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。また、当社は取引銀行との間で当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しており、機動的に資金調達が可能となる体制を整えております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受 取 手 形	34百万円	34百万円	－百万円
(2) 売 掛 金	7,224	7,224	－
(3) 投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	17	17	－
(4) 敷 金 及 び 保 証 金	603	526	△77
資 産 計	7,880	7,802	△77
(1) 買 掛 金	2,017	2,017	－
(2) 短 期 借 入 金	2,220	2,220	－
(3) 未 払 金	1,111	1,111	－
(4) 未 払 法 人 税 等	2,029	2,029	－
(5) 未 払 消 費 税 等	662	662	－
(6) 長 期 借 入 金	2,783	2,783	△0
(1年内返済予定の長期借入金含む)			
負 債 計	10,825	10,824	△0

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(3)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式	43
非上場株式	3

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)
預金	2,339
受取手形	34
売掛金	7,224
合計	9,598

(※) 敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,220	—	—	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,768	869	145	—	—	—
合計	3,988	869	145	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	17	－	－	17

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	34	－	34
売掛金	－	7,224	－	7,224
敷金及び保証金	－	526	－	526
資 産 計	－	7,785	－	7,785
買掛金	－	2,017	－	2,017
短期借入金	－	2,220	－	2,220
未払金	－	1,111	－	1,111
未払法人税等	－	2,029	－	2,029
未払消費税等	－	662	－	662
長期借入金（1年以内返済 予定の長期借入金含む）	－	2,783	－	2,783
負 債 計	－	10,824	－	10,824

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金並びに敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	売上高
保守・保全業務	30,538
リニューアル業務	17,325
その他	1,511
顧客との契約から生じる収益	49,375
その他の収益	—
外部顧客への売上高	49,375

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	53
売掛金	6,386
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	34
売掛金	7,224
契約負債（期首残高）	712
契約負債（期末残高）	731

当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当連結会計年度の収益として認識しております。

契約負債は、主にリニューアル業務における前受対価の受領により増加し、履行義務の充足により減少いたします。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	224円13銭
(2) 1株当たりの当期純利益	62円10銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

金額の表示単位の変更

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるために、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び業務管理料等となります。経営指導料及び業務管理料等においては、子会社への契約内容に応じた受託業務の提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり当該受託業務の提供に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

① 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「減価償却費」(前事業年度は14百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

② 前事業年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」(当事業年度は2百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めております。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	4,505百万円
関係会社事業損失引当金	329百万円
関係会社事業損失引当金繰入額	19百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

市場価格のない関係会社株式は、株式の実質価額と取得原価を比較し、株式の実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額をなし、当該減少額を関係会社株式評価損として処理しております。

特に、M&Aにより取得した関係会社に関する関係会社株式（合計3,101百万円）は、実質価額に当該会社の買収時の企業価値測定で算出された超過収益力を踏まえて評価しております。超過収益力の毀損の有無は、将来の事業計画に基づく営業利益及び将来キャッシュ・フローの達成状況等を確認して判定しております。なお、当事業年度末において、超過収益力は毀損していないと判断しております。

また、関係会社に対して当社が負担することとなる損失見込み額が当該会社に対する債権金額を超える場合、この超過分の損失に備えるため関係会社事業損失引当金を計上しております。

② 主要な仮定

各社の将来事業計画における主要な仮定は、営業活動の強化による保守・保全業務等の契約数の維持及び増加に伴う売上高であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である各社の将来事業計画の売上高は、見積りの不確実性を伴うものであり、関係会社株式の評価の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行との間で当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。また、貸出コミットメントライン契約には、純資産及び利益について一定の条件の財務制限条項が付されております。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	11,400百万円
借入実行残高	2,180百万円
差引合計	9,219百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

① 短期金銭債権	15百万円
② 長期金銭債権	44百万円
③ 短期金銭債務	11百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	8,324百万円
営業費用	36百万円
営業取引以外の取引高	37百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	9,981株
------	--------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	40百万円
退職給付引当金	373百万円
資産除去債務	145百万円
関係会社株式	329百万円
その他	372百万円

繰延税金資産 小計	1,261百万円
評価性引当額	△433百万円
繰延税金資産 合計	828百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△98百万円
繰延税金負債 合計	△98百万円

繰延税金資産の純額	729百万円
-----------	--------

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	ジャパンエレベーターサービス 城南株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸付・借入 各種経営指導 役員の兼任	資金の借入 各種経営指導 利息の支払	230 1,526 1	短期借入金 未払利息	275 0
子 会 社	ジャパンエレベーターサービス 城西株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸付・借入 各種経営指導 役員の兼任	資金の借入 各種経営指導 利息の支払	205 1,531 1	短期借入金 未払利息	237 0
子 会 社	ジャパンエレベーターサービス 神奈川株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸付・借入 各種経営指導 役員の兼任	資金の借入 各種経営指導 利息の支払	209 1,069 1	短期借入金 未払利息	294 0
子 会 社	ジャパンエレベーターサービス 東海株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸付・借入 各種経営指導 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	484 2	短期借入金 未払利息	580 0
子 会 社	ジャパンエレベーターパーツ 株 式 会 社	所有 直接100.0%	資金の貸付・借入 各種経営指導 役員の兼任	資金の貸付 各種経営指導 利息の受取	2,868 1,068 17	短期貸付金 未収利息	2,916 1
子 会 社	株式会社三好エ レ ベ ー タ	所有 直接100.0%	資金の貸付・借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	635 3	短期借入金	739
子 会 社	ジャパンエレベーターサービス 関西株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸付・借入 各種経営指導 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	403 2	短期借入金 未払利息	550 0
子 会 社	ジャパンエレベーターサービス 九州株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸付・借入 各種経営指導 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	168 0	短期借入金 未払利息	254 0
子 会 社	株式会社上新ビ ル サ ー ビ ス	所有 直接100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	80 1	短期借入金	272

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付・借入については、当社グループのキャッシュマネジメントシステム（CMS）における取引であり、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、利息の利率については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	118円13銭
(2) 1株当たりの当期純利益	27円52銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。